７庁舎外壁及び屋上防水改修工事

実　施　設　計　図

建　築　図		
No.	図　面　名　称	縮尺
A-01	特記仕様書(1)	—
A-02	特記仕様書(2)	—
A-03	特記仕様書(3)	—
A-04	設計概要・附近見取図・配置図	1/500
A-05	庁舎　１階・２階　平面図	1/200
A-06	庁舎　Ｒ階　平面図	1/100
A-07	庁舎　北側　立面図	1/100
A-08	庁舎　東側　立面図	1/100
A-09	庁舎　南側　立面図	1/100
A-10	庁舎　西側　立面図	1/100
A-11	矩計図(1)	1/50
A-12	矩計図(2)	1/50
A-13	庇廻り　改修詳細図	1/10,　1/20,　1/50
A-14	笠木・ルーフドレーン　改修詳細図	1/3,　1/5
A-15	既存外部建具表	1/100
A-16	既存サッシ枠廻り詳細図(1)	1/10,　1/60
A-17	既存サッシ枠廻り詳細図(2)	1/10,　1/60
A-18	既存サッシ枠廻り詳細図(3)	1/3,　1/20

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	図面リスト	縮尺	S=1/NON	番号	A-00
	承認	担当	製図								

Ⅰ．建築改修工事特記仕様

1．共通仕様

（1）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、〇を付けたものを適用する。

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）（以下、「標準仕様書」という。）
・建築工事標準詳細図（令和７年版）（以下、「標準詳細図」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（令和７年版）

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。

（3）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に 〇印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、・印の付いたものを適用する。
・印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
・印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5）G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。

2．その他

（1）公共建築改修工事標準仕様書・公共建築工事標準仕様書の「監督職員」は「監督員」と読み替える。

Ⅱ．工事における注意事項

※工事に際して天井・壁・床の切断、撤去等粉塵が舞う作業を行う場合は、区画養生し、対象箇所を湿潤状態にしてから作業を行うこと。養生方法等詳細は監督員と協議し検討すること。
・建物の完成年から石綿含有建材を使用している可能性が高いため工事に際して天井・壁・床・配管等石綿含有が懸念される建材についての切断、撤去、解体等作業を行う場合は石綿含有建材の除去として、適切な処理・作業を行うこと。
・工事対象箇所が石綿含有吹き付け材が除去済みの場合においても、取り外しが不可であった盤・プルボックス等の裏はシーリング材による封じ込め処理となっているため、壁・天井に設置されている盤・プルボックスを撤去する際は、監督員と協議の上、石綿含有吹き付け材の除去として適切な処理・作業を行うこと。（契約後に工事が必要となった場合は処理費は別途とする）
※石綿含有建材の処理は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成３１年版　９章　環境配慮改修1節　石綿含有建材の処理工事」を適用すること。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	1　適用区分	・　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo=　　m/s） 地表面粗度区分　　（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録	※適用する　[1.1.4]
	3　電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。　[1.3.3]
	④ 主任技術者等の区分	・資格の区分　Ⅰ　（いずれかの者） （1）・建設業法による技術検定のうち、１級の建築施工管理の検定種目に合格した者。 ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士。 （2）・技術士法（昭和58年法律25号）による技術士であり 電気・電子・建設または総合技術監理部門（電気電子・建設部門）の登録をした者。 ・資格の区分　Ⅱ　（いずれかの者） （1）・建設業法による技術検定のうち、１級または２級の建築施工管理の検定項目に合格した者。 ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士。 ・技術士法（昭和58年法律25号）による技術士であり 電気・電子・建設または総合技術監理部門（電気電子・建設部門）の登録をした者。 （2）・建設業に関わる建設工事に関し１０年以上の実務経験を有する者。
	⑤ 発生材の処理方法	・　引渡しを要するもの（金属類、電線類 ）　[1.3.12] ・　特別管理産業廃棄物（飛散性石綿等　） ・　再生資源化を図るもの（コンクリート、アスファルトコンクリート、木） ・　引渡しを要するもの以外は全て構外搬出適切処理とする。 （構外搬出処理費は　・本工事　　・別途　） ・建設発生土　※構外搬出適正処理(分析含む)　・構内敷き均し ※（搬出先：　　運搬距離：　　） ・（搬出先：　　運搬距離：　　） ・　電気設備・機械設備はそれぞれの特記仕様書による。

章	項　目	特　記　事　項
	6　条件明示項目	※現場説明書による　[1.3.5]
	⑦ 環境への配慮	[1.4.1] （1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④ を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、 パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ① の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の ① 又は ② に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の ③ 又は ④ に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20 条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20 条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	⑧ 材料の品質等	[1.4.2] （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の ① から ⑥ すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、 重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、錆鉄製ふた ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を提出
	⑨ 特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	10　施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※ 図示　・ 改修範囲 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※ 図示

章	項　目	特　記　事　項
	⑪ 技能士	[1.6.2] 等級区分　※ 1級又は単一等級　・ 実務経験年数又は2級以下 適用工事種目　技　能　検　定　作　業 防水改修工事　・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・ 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 左官作業　・ 内外装板金作業 外壁改修工事　・ 左官作業　・ タイル張り作業　・ 建築塗装作業 建具改修工事　・ ビル用サッシ工事作業　・ ガラス工事作業 ・ 自動ドア施工作業 内装改修工事　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ カーペット系床仕上作業 ・ ボード仕上げ工事作業　・ 鋼製下地工事作業 ・ 壁装作業　・ 大工工事作業　・ タイル張り作業 塗装改修工事　・ 建築塗装作業 耐震改修工事　・ 鉄骨組立作業　・ 型枠工事作業　・ とび作業 環境配慮改修工事　・ 石綿除去工事作業 ※ 石綿作業主任者（特定化学物質等作業主任者）を設ける。 ※ 特別管理型産業廃棄物管理責任者を設ける。 ※ 粉塵濃度測定は、作業環境測定士とする。
	⑫ 室内空気中の化学物質の濃度測定	[1.5.9] 1）室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 2）測定対象室及び測定箇所数等は下記による。 着工前の測定　・ 行う 測定対象室　・ 図示 測定箇所数　・ 図示 3）測定は、パッシブ型採集機器により行う。 4）測定方法及び測定結果の報告は、現場説明書による。
	⑬ 完成図等	・完成図　[1.8.1～3]　[表1.8.1] ※設計図修正 ※作成する　提出部数等　・ A1版 1部（文字入り二つ折り製本） ・A3版 2部　・A3版 3部　（文字入り二つ折り製本） 電子媒体・1部（CD-RXはＤＶＤ-Ｒ） 完成図(CADデータ･PDF)、その他監督員が指示した書類を収録したもの （詳細は監督員の指示による）
	⑭ 施工図	・施工図 提出部数　・ A1版 1部（文字入り二つ折り製本） ・A3版 2部（文字入り二つ折り製本） 電子媒体 ・1部（CD-RXはＤＶＤ-Ｒ）
	⑮ 提出書類	※　写　真

適用	内　容	枚数	部数	備考
※	・工事写真	適宜	1	電子納品
	・完成写真（支払用：内外観、施工前後）	各2枚以上	1	A4台紙（ｻｰﾋﾞｽ）
	・完成写真（・　データ共　）	適宜	2	ｱﾙﾊﾞﾑ（ｷｬﾋﾞﾈ）
	・完成写真（設計事務所用）		1	ｱﾙﾊﾞﾑ（ｷｬﾋﾞﾈ）

工事写真の電子納品（「茨城県土木部営繕工事電子納品の取扱い」による）
完成写真（ｱﾙﾊﾞﾑ）の撮影業者　・ 監督員の承諾する撮影業者
（ただし、建築完成写真撮影実績のある業者とする）

・規格品証明書（原品証明書、同等品試験証明書、試験成績書等）
・ガス圧接作業員技量資格証明書（写し）
・ガス圧接試験報告書
・コンクリート強度試験報告書
・杭打結果報告書
・溶接工技量証明書（表・裏とも写し）
・防水保証書（３－１．２．３は１０年）
・コンクリート配合計画表
・工事実績情報の登録内容確認書の写し
・火災保険等に加入したことを証明できる書類
・建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し
・施工体系図の写し
・施工体制台帳の写し
・産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可証の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可証の写し、マニュフェストの写し等）
・内装材（下地を含む）にVOC材料を使用した場合は、製品安全データシート(MSDS)及びホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、有機リン系の含有率のデータシート
・空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書
・建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票
・その他　監督職員が必要と認め、指示した書類及び部数
・設計図書の複製Ａ１版、Ａ３縮小版二つ折り製本タイトル入り各３部を提出する。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名　７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面　特　記　仕　様　書　(1)	縮尺　S=1/NON	番号　A-01
	承認	担当	製図				

章	項　目	特　記　事　項
	16 騒音・振動調査	騒音・振動測定 ※ 行う　・行わない 測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定方法は、騒音ＪＩＳ　Ｚ8731（騒音レベル測定方法） 振動ＪＩＳ　Ｃ1510（振動レベル計）による。 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事施工監理指針 参考資料参照） (1) 騒音・振動の測定にあたっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を１部提出する。 (2) 騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承諾を得た後実施する。 (3) 測点数は、各３か所とする。 (4) 本測定は、解体撤去、取り壊し工事前の試験施工を行い、この時に行う。
	17 設備工事との取り合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	18 設計ＧＬ	※図示　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ
	⑲ 施工条件の明示	・ 庁舎の行事に配慮し施工すること。
2 仮設工事	① 足場等	[2.2.1] ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場　種別　（ ※ きゃたつ、足場板等　・　棚足場　　） ・外部足場　・設置する　・ 設置しない　[表 2.2.1] ・防護シート　・ 設置する　・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　[表 2.2.2] 種別　（・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・E種 ） C種：利用可能なエレベーター　（　　） D種：利用可能な階段　（　　）
	② 既存部分の養生	[2.3.1] １）養生の方法等 ・既存部分　養生の方法　（※ビニルシート等　・　） ・既存家具等　養生の方法　（※ビニルシート等　・　） ・既存ブラインド、カーテン等　養生の方法　（・ビニルシート等　・　） 保管場所　（・図示　・　） ・備品、机、ロッカー等の移動　（・図示　・　） ２）既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	3 仮設間仕切	[2.3.2][表 2.3.1] １）仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示 ２）仮設間仕切りの種別と材質等

種　別	下　地	仕上げ（厚さmm）	塗　装	充填材
・ A 種	・ 木	・ せっこうボード（9.5mm）	・ 無し	※有り
・ B 種	・ 軽量鉄骨	・ 合板（9.0mm）	・ 片面	
※ C 種	単管	防炎シート		

充填材：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ32k　（厚：50mm以上）

３）仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材　質	仕上げ	塗　装	充填材
※ 木製	※ 合板張り程度 ・	・ 無し ・ 片面	※有り ・無し
・			

充填材：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ32k　（厚：50mm以上）

	4 監督員事務所の備品等	監督員事務所を設ける（規模の種別　号）　[2.4.1] 監督員事務所の備品及び規模の程度は現場説明書による。
	⑤ 工事用水	構内既存の施設　・ 利用できない　※ 利用できる（※有償　・ 無償）
	⑥ 工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できない　※ 利用できる（※有償　・ 無償）

章	項　目	特　記　事　項
3 防水改修工事	1 施工数量調査	[1.5.2～3] 調査範囲　・図示の範囲 調査方法　・図示　・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・ 調査報告書　提出部数　・２部　・
	2 降雨等に対する養生方法（とい共）	[3.1.3] ※改修標準仕様書 3.1.3（5）（ア）～（ウ）による。・
	③ 既存防水の処理	[3.2.3,4,6] 既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X） ・行わない
	④ 既存防水層の下地補修	[3.2.6] 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示 POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置　※改修標準仕様書3.2.6（4）（ウ）（ｇ）①～③による　・
	5 アスファルト防水	[3.3.2～5] 屋根保護防水 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・ Ａ－１ ※ Ａ－２ ・ Ａ－３			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾙｲﾑﾑ 厚さ0.15mm以上 ・	
・Ｐ１Ｂ	・ Ｂ－１ ※ Ｂ－２ ・ Ｂ－３				・乾式 保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ 押え ・れんが 押え
・Ｐ２ＡＩ	・ ＡＩ－１ ※ ＡＩ－２ ・ ＡＩ－３		（材質）※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付） ・ （厚さ）・25mm　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	
・Ｐ１ＢＩ ・Ｔ１ＢＩ	・ ＢＩ－１ ※ ＢＩ－２ ・ ＢＩ－３				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上
床タイル張り　※水下　60mm以上
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
（品質・性能）
建築材料等品質性能表による
（試験方法）
建築材料等品質性能表による

章	項　目	特　記　事　項
	6 改質アスファルトシート防水	屋根露出防水 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 ⓖ	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 ⓚ	備考
・Ｍ４Ｃ	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による		
・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による		脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・ＰＯＤＩ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ 屋根排水溝	・DI-1 ※DI-2 ※図示		（材質）※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材２種１号若しくは２号で透湿係数を除く規格に適合するもの （厚さ）・25mm　・	・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による		脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類製造所の指定による
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい
位置　※図示　・
屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・Ｐ１Ｅ	・Ｅ－１		保護層　・設ける
・Ｐ２Ｅ	※Ｅ－２		・設けない

押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　Ｌ-30×15×2.0mm程度

防水層の種別　[3.4.2、3]

工法	種別	施工箇所	断熱材 ⓖ	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 ⓚ	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		（材質）※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材２種１号若しくは２号で透湿係数を除く規格に適合するもの （厚さ）・25mm　・	・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による　・
押え金物
※改質アスファルト製造所の仕様による

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20		工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	特　記　仕　様　書　(2)	縮尺 S=1/NON	番号 A-02
	承認	担当 製図						

章	項　目	特　記　事　項
	7　合成高分子系 ルーフィングシート 防水	防水層の種別　[3.5.2][表3.5.1、2] ・P0S ・S4S ・S3S ・M4S ・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI ・S-F1　・S-F2　・S-M1　・S-M2　・S-M3 ・製造所の指定による 脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ドレン　・設ける　・設けない （材質）※改修標準仕様書3.5.2(3)(エ)(b)による （厚さ）・25mm （材質）※改修標準仕様書3.5.2(3)(エ)(a)による （厚さ）・25mm 屋内防水 防水層の種別 種別：・S-C1 施工箇所：・ 保護層　平場のモルタル塗り　塗り厚さ：・ ・床塗り工法：※標準仕様書15.3.5(2)(イ)及び(ウ)に準ずる ・下地モルタル塗り：※標準仕様書15.2.5(3)(ア)に準ずる 立上り部の保護モルタル塗り厚さ：※7mm以下 ルーフィングシートの種類及び厚さ　※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による 絶縁用シートの材質　※発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び寸法形状 ※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板 脱気装置の種類及び設置数量　※ルーフィングシート製造所の指定による 既存防水下地がＰＣコンクリート部材下地及びＡＬＣパネル下地で種別 S-C1 の場合の目地処理 ・行う（・図示）　・行わない ＰＣコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、S1-F1、S-C1 の場合） ・行う（・図示）　・行わない ＡＬＣパネル下地の入隅部の増張り（種別 S-C1 の場合） ・行う（・図示）　・行わない 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法

章	項　目	特　記　事　項
	⑧ 塗膜防水	防水層の種別　[3.6.2、3] ・P0X　※X-1・X-2・ ◯・L4X　・X-1　※X-2・ ・P1Y　※Y-2・ ・P2Y　※Y-2・ ・製造所の指定による 脱気装置　・設ける　・設けない　◯・設けない 改修用ドレン　・設ける　・設けない 保護層　・設ける　・設けない 脱気装置の種類及び設置数量　※主材料製造所の指定による
	⑨ シーリング	[3.7.2、3、7、8] シーリング改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ◯・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない エッジング材張り　・適用する　・適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外壁躯体目地	PS-2
外部建具廻り	MS-2

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3.7.3（1）（ア）～（ウ）による

	⑩ といの材種　※ 配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ ルーフドレン

[3.8.2、3]

種別	施工箇所
◯・ろく屋根用（・縦型 ◯・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表3.8.4による　・
たてどい受金物の取付け　※図示
ルーフドレンの取付け　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

	11 アルミニウム製笠木

[3.9.2、3]

種類　・オーブン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形）
・板材折曲げ形（・オーブン形式　・シール形式）
本体幅：（　）mm　板厚（※ 2.0mm　・　mm）
表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類（※標準仕様書表14.2.1による　・　）　[4.2.2]
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・　[4.2.2]

笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法
[4.2.2]

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	特　記　仕　様　書　(3)	縮尺	S=1/NON	番号	A-03
	承認	担当	製図								

＜ 設 計 概 要 ＞

A. 工事名称	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事		
B. 工事場所	茨城県神栖市東深芝１３番地　地内 庁舎棟	建築主氏名	鹿島地方事務組合　　管理者　　石田　進
		建築主住所	〒314-0141　茨城県神栖市居切６６０番地３
		地名地番	〒314-0103　茨城県神栖市東深芝１３番地
		用途地域	工業専用地域　臨港地区（商港区　利便施設・管理施設・電力施設用地）
		防火地域	指定なし
		主要用途	消防署
		構造	庁舎・訓練棟：鉄筋コンクリート造　　車庫棟：鉄骨造
		敷地面積	２，６７７．３１㎡

C. 工事概要

工事範囲

① 外壁躯体目地　及び　外部建具廻り　シーリング撤去・打替え

◇ 仮設工事　○ 外部仮設足場は、　手すり先行枠組本足場 W=900 、昇降階段足場　を設置。
また、足場には 内側巾木 を設けること。尚、足場周囲は、垂直ネットにて全面養生を行う。

◇ 防水工事　○ 外壁躯体目地及び外部建具廻りのシーリングを撤去し、シーリングを打替えを行う。

② 屋上ウレタンゴム系塗膜防水改修　　屋上 平場・立上り（玄関ポーチ庇屋根 含む）

◇ 防水工事　○ 庁舎屋上の平場部分、立上り部分における既存塗膜防水層を全面高圧洗浄し、ウレタンゴム系塗膜防水工法にて施工する。立上り上部は、既存笠木脱着により、防水改修すること。
玄関ポーチ庇上においても、同様の工法により施工すること。
屋上のルーフドレインは、ストレーナーキャップ撤去の上、改修用二重ドレインを取付けること。
平場部の既存屋外機基礎、ハト小屋は、塗膜防水全面施工とすること。
また、既存配管用基礎ブロックは、既存のまま、移設等はせず、ブロック下に設置されたパッキン部分は、塗上げ処理とする。

③ 室内漏水箇所　仕上げ等改修工事

◇ 内装改修工事　○ 漏水箇所の内部仕上げを一部撤去し、新設する。
また、内部仕上げの一部を撤去した状況で、サッシ面に高圧水洗等で漏水状況の調査を行うこと。
その際、高圧水洗等を行ってから、既存サッシの室内側四方額縁や外部側幕板を取り外し、漏水状況を調査すること。

④ 玄関ポーチ庇上部　躯体爆裂部　補修

◇ 補修工事　○ 既存外壁の爆裂・劣化部分をはつり、露出鉄筋の錆びた箇所をケレン除去し、防錆塗装を行う。
下地調整後、エポキシ系樹脂モルタルを充填し、平滑に処理すること。

⑤ 既存両開き扉　戸当たり(片側)　新規設置

◇ 建具工事　○ 庁舎１階 既存両開き扉（SD-1）の扉片側用に戸当たりを設ける。

D. 工事基準	本工事は、各設計図面及び建築基準法、消防法等関係諸法規に準拠して施工すること。
E. 疑義	設計図書の内容に相違、不明記、疑義を生じた場合には、工事監理者と協議の上、その指示に従うこと。 また、設計図書に明示のない細部事項でも技術上、保安上、もしくは施工上欠くことの出来ないものは、工事監理者の指示に従い施工すること。 これに要する費用は請負者の負担とする。
F. 設計変更	本工事施工中、大規模な変更及び大規模な追加工事が発生した場合には、実施に先立ち 見積書 を提出し承認を得た後、施工すること。
G. 軽微な変更	本工事施工に際し、現場の納まり・取り合い等の関係で工法や数量に若干の増加等の軽微な変更が発生した場合、工事監理者の指示により施工し、この場合による請負金額は増減しない。
H. 工事の保証	本工事完成引き渡し後、材料又は工法に起因する欠陥は無償で修復すること。その保証期間は工事契約書に明記なき場合は　　年 とする。 また、特記仕様書に保証期間が個別に明示されている場合は、特記仕様書を優先する。
I. 提出書類	特記仕様書に明示されていない　下記書類を　施工前　に提出し、その承認を得て施工するものとする。 その内容は関連施工請負者並びに製造業者、あるいは関連法規、特定行政庁と十分に打ち合わせの上、提出すること。尚、提出部数は　現場指示　とする。 ○ 工事工程表　（週間工程表　含む）　○ 下請け業者リスト ○ 仮設計画書　○ 使用製造業者一覧 ○ 施工計画書　○ 官公庁打合せ議事録 ○ 使用材料承認図　○ その他、発注者、監理者が要求する書類
J. 現場書類	請負者は、工事期間中、設計図(建築・他)一式、現場説明事項、質疑応答書、承認済み施工図、製作図、諸打ち合わせ議事録一式を常時現場に備えること。

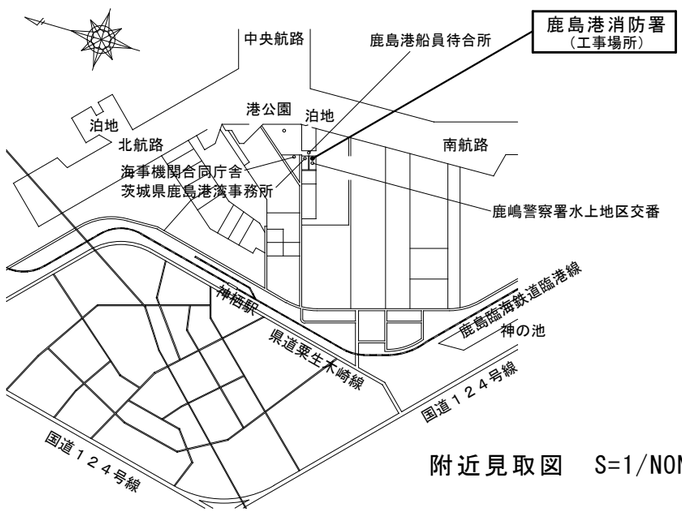

附近見取図　S=1/NON

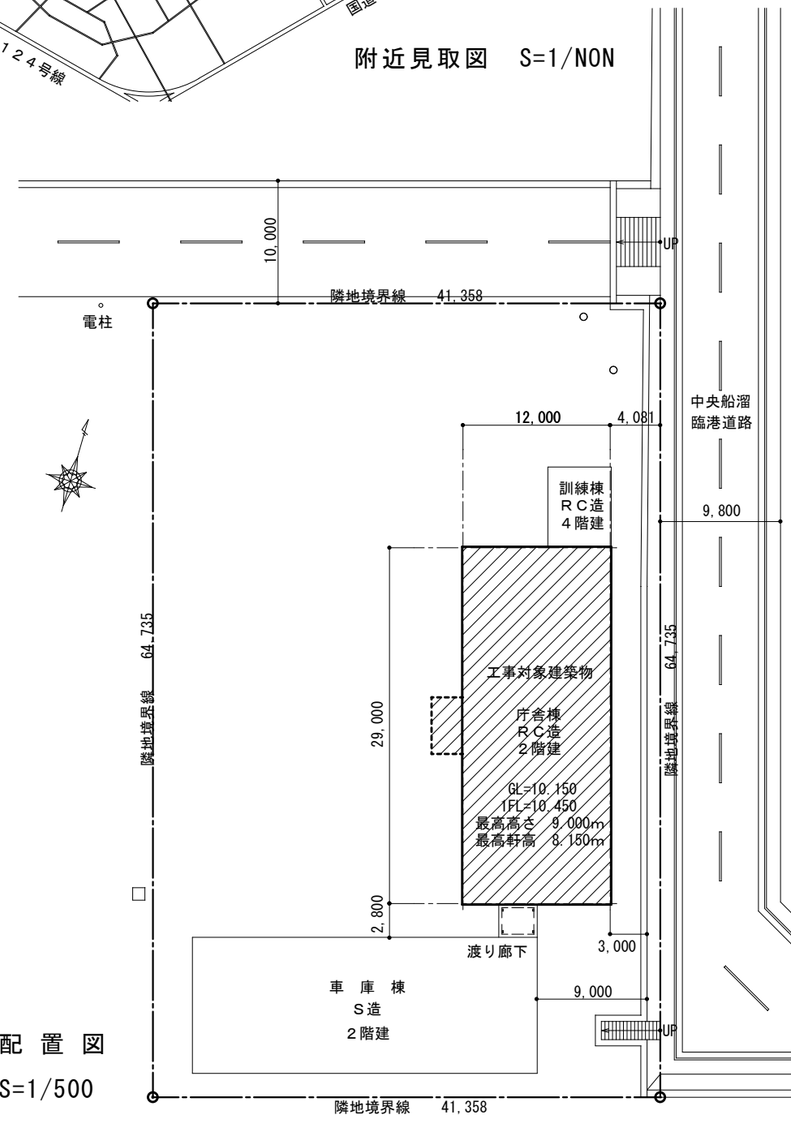

配　置　図

S=1/500

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	設計概要・附近見取図・配置図	縮尺	S=1/500	番号	A-04
	承認	担当	製図								

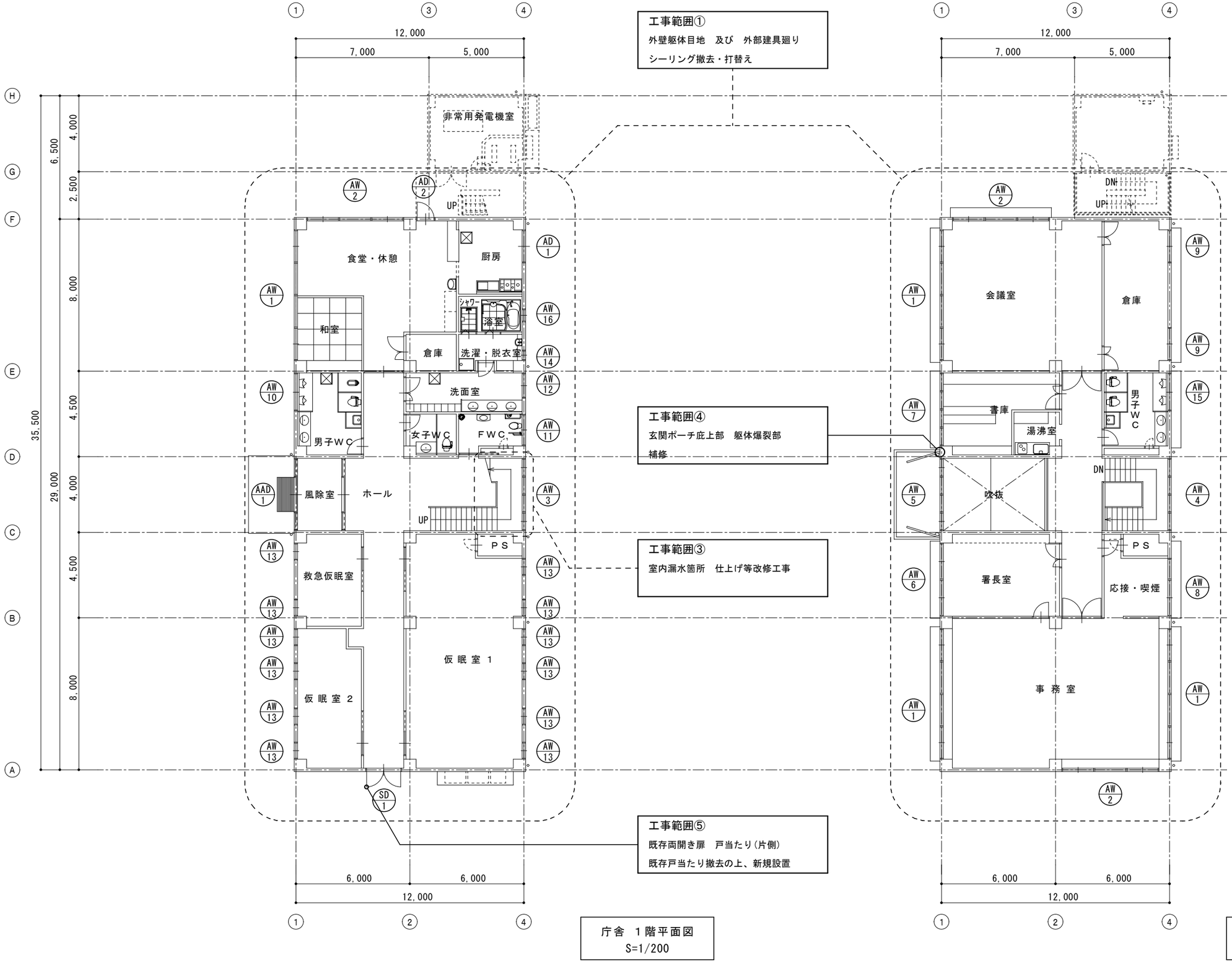

庁舎　１階平面図
S=1/200

庁舎　２階平面図
S=1/200

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	縮尺 S=1/200	番号 A-05
	承認	担当	製図	図面	庁舎　１階・２階　平面図		

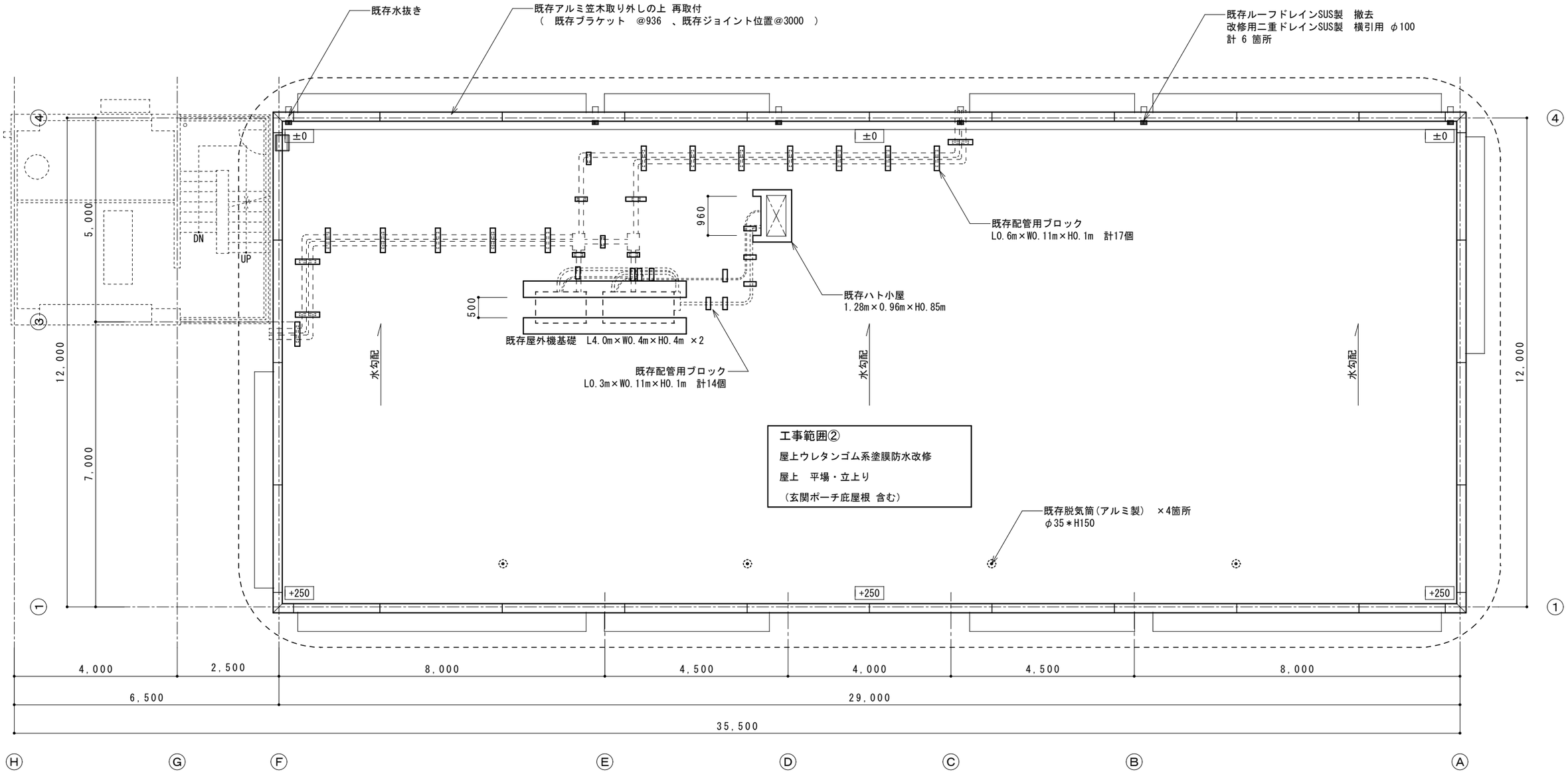

庁舎 R階平面図
S=1/100

（庁舎棟）
建築面積 ： ３４８.００㎡

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	庁舎 R階平面図	縮尺	S=1/100	番号	A-06
	承認	担当	製図								

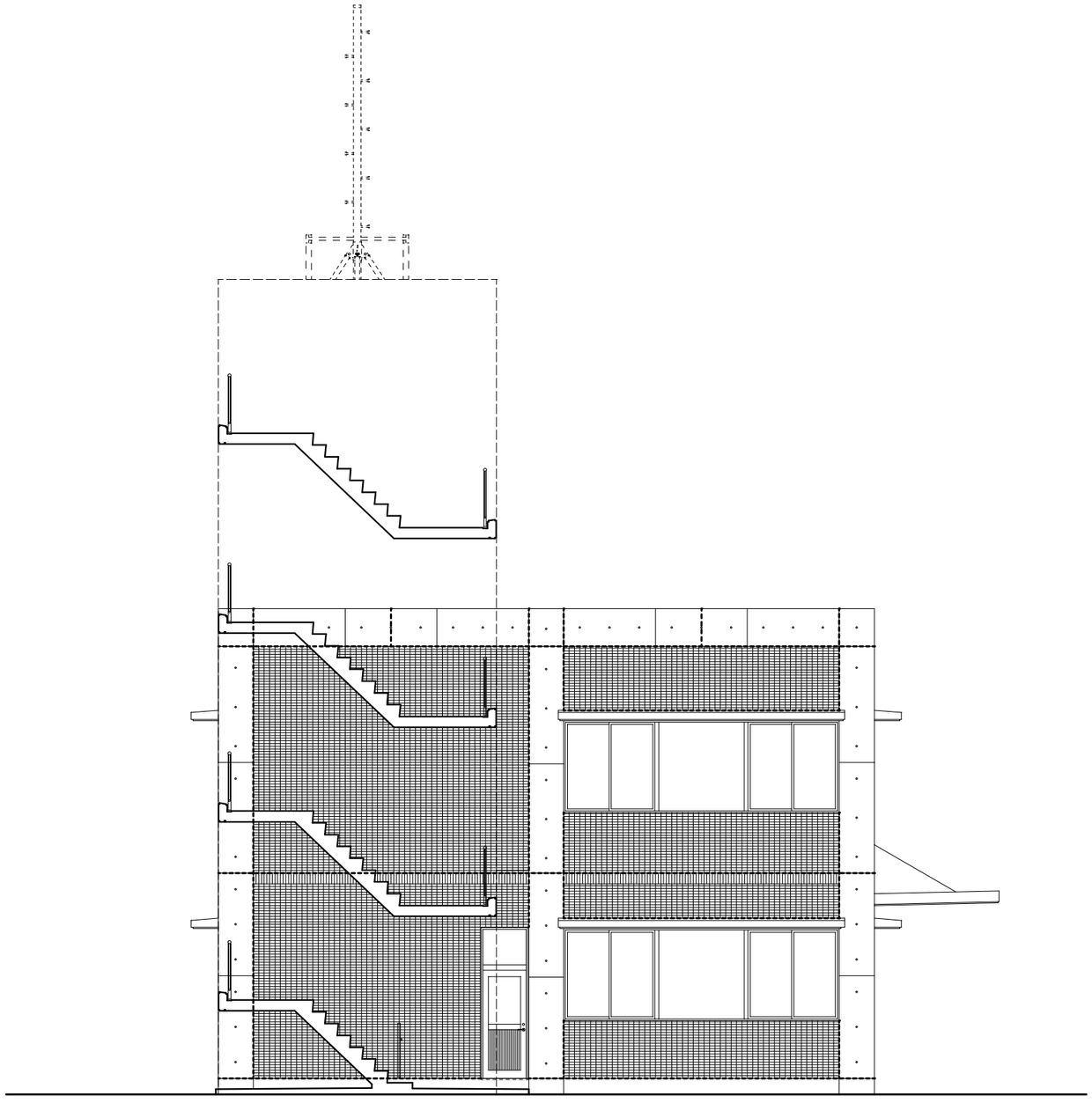

庁舎　北立面図　S=1/100

【 凡例 】 ---------- 外壁躯体目地 シーリング W15　撤去・打替え

※工事範囲 ①　の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	庁舎 北立面図	縮尺	S=1/100	番号	A-07
	承認	担当	製図								

庁舎　東立面図　S=1/100

【 凡例 】 ---------- 外壁躯体目地 シーリング W15　撤去・打替え

※工事範囲 ①　の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	縮尺 S=1/100	番号 A-08
	承認	担当	製図	図面	庁舎 東立面図		

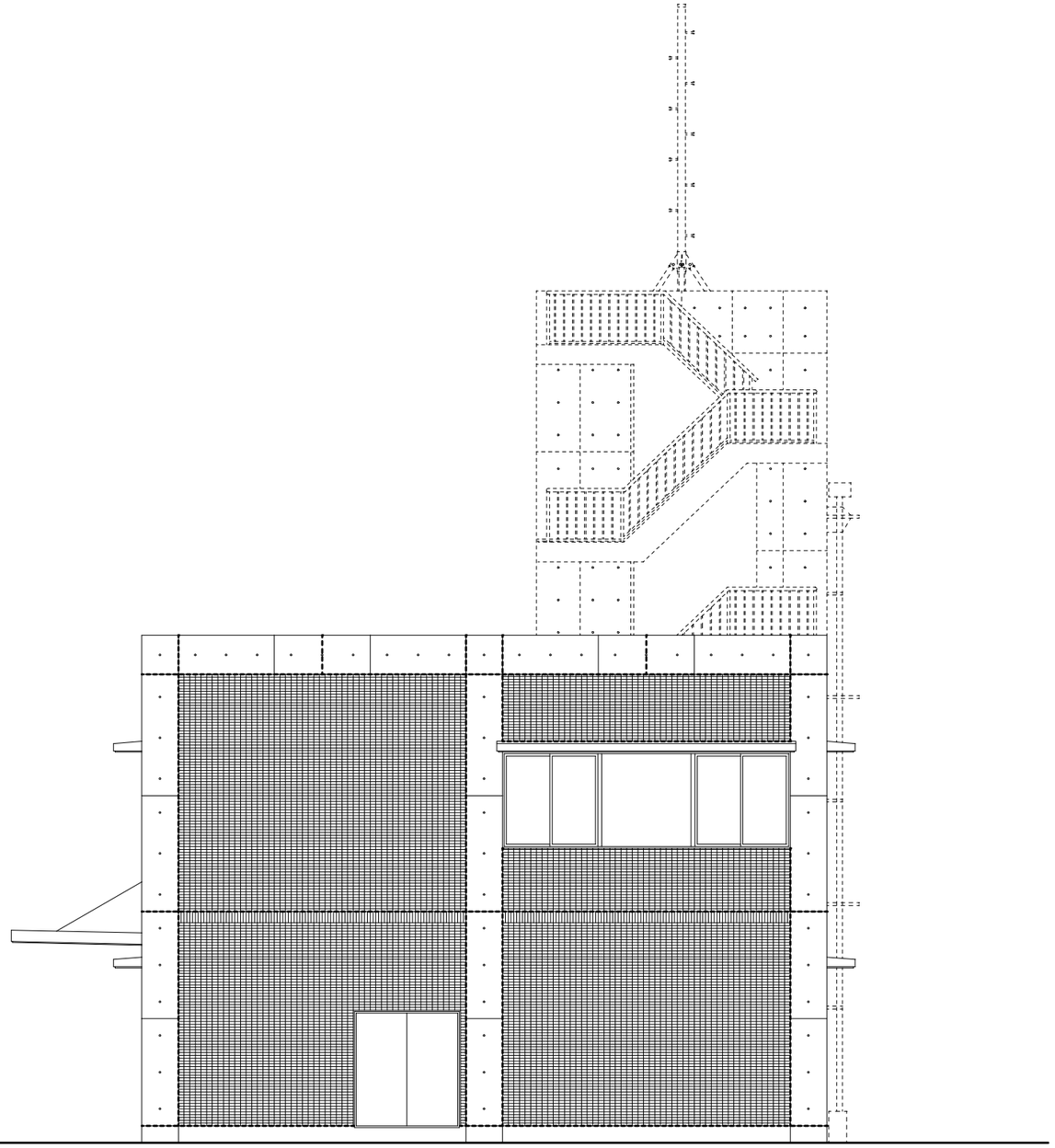

庁舎　南立面図　S=1/100

【 凡例 】 ---------- 外壁躯体目地 シーリング W15　撤去・打替え

※工事範囲 ①　の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20		工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	庁舎 南立面図	縮尺 S=1/100	番号 A-09
	承認	担当 製図						

庁舎　西立面図　　S=1/100

【 凡例 】 ---------- 外壁躯体目地 シーリング W15　撤去・打替え

※工事範囲 ①　の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	庁舎 西立面図	縮尺	S=1/100	番号	A-10
	承認	担当	製図								

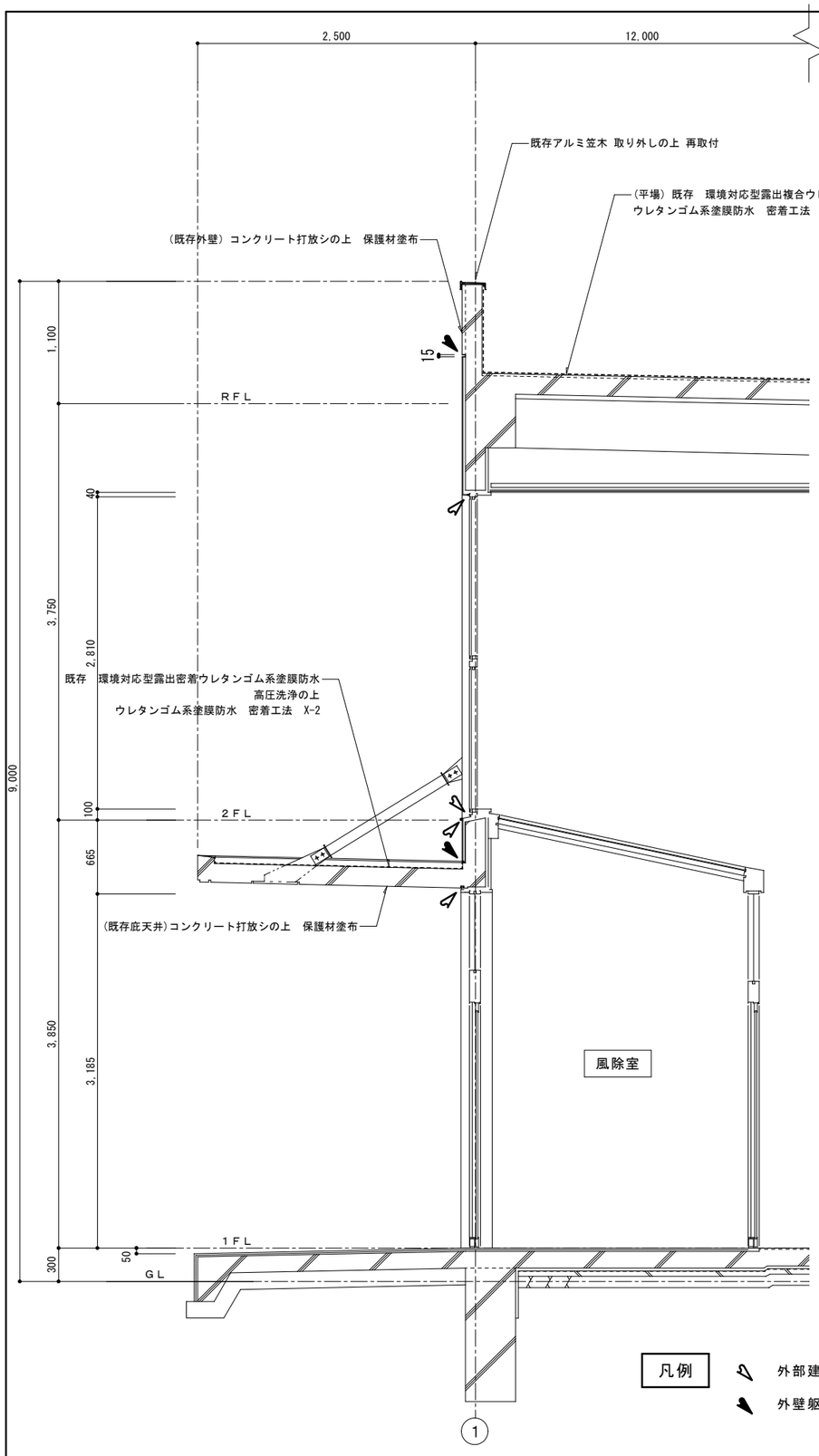

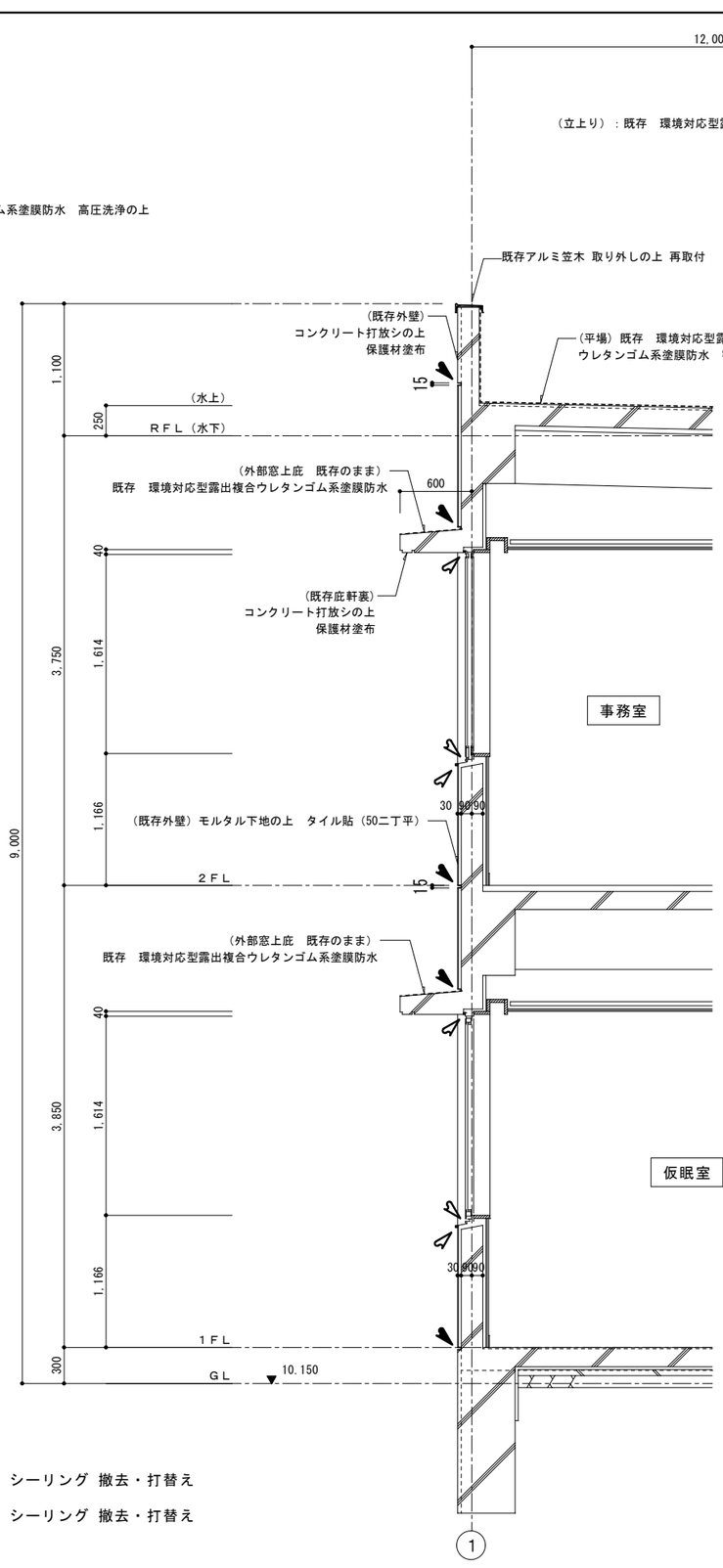

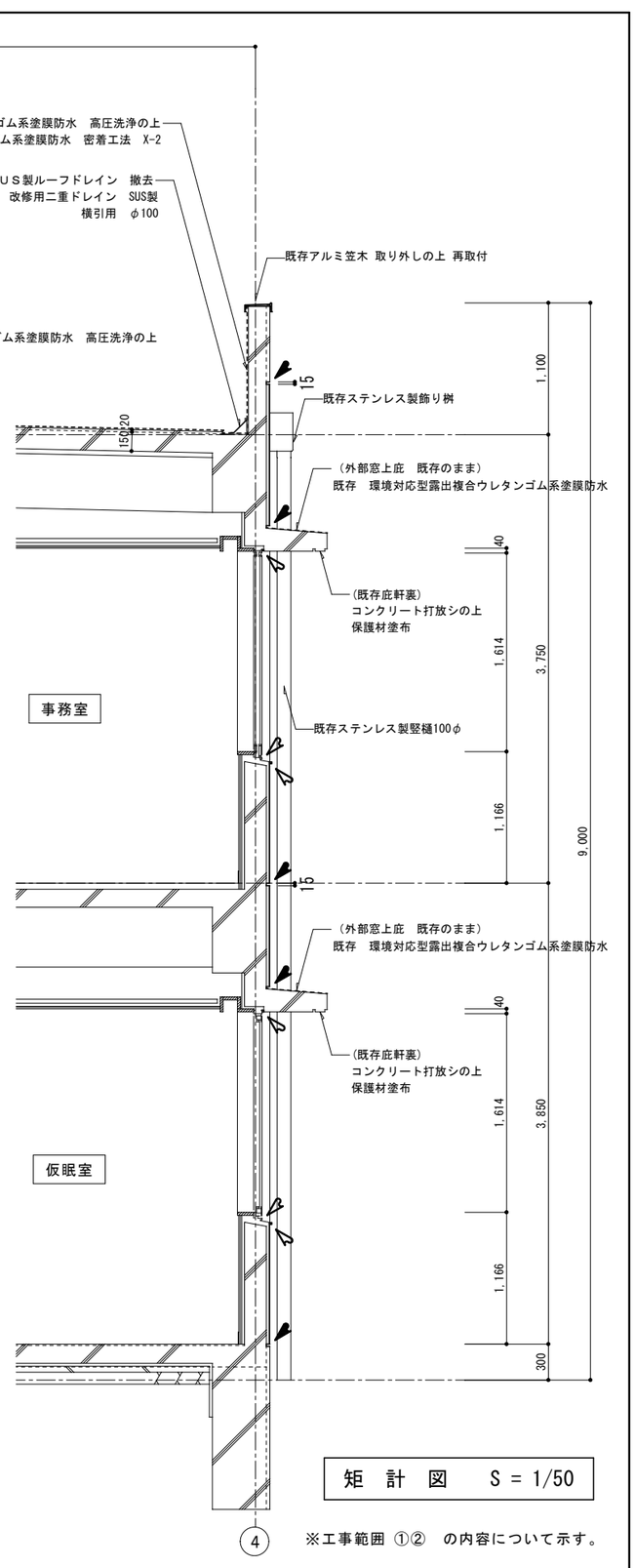

凡例

外部建具廻り シーリング 撤去・打替え

外壁躯体目地 シーリング 撤去・打替え

矩 計 図 S = 1/50

※工事範囲 ①② の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	縮尺 S=1/50	番号 A-11
	承認	担当	製図	図面	矩 計 図 1		

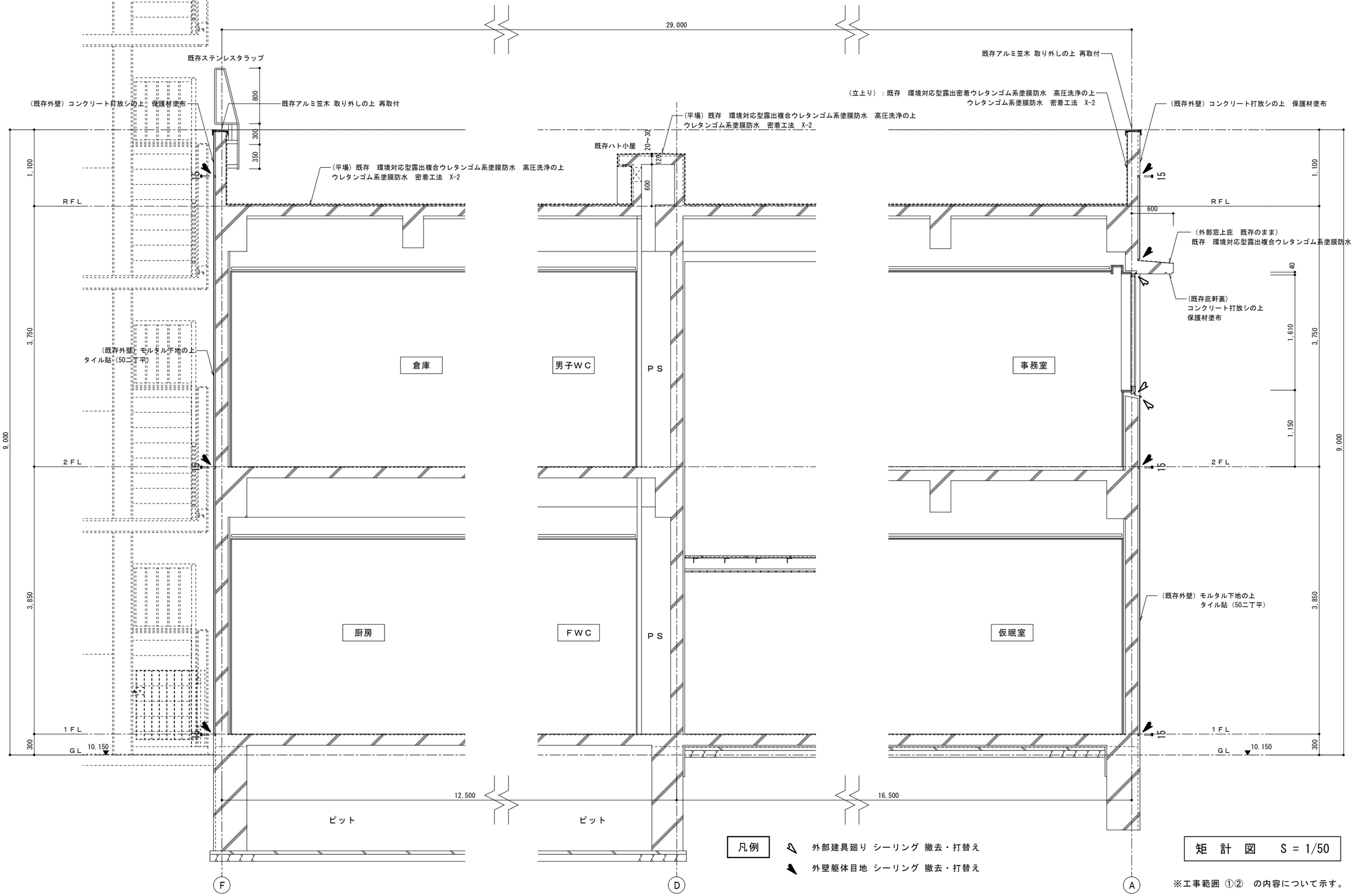

凡例

外部建具廻り シーリング 撤去・打替え

外壁躯体目地 シーリング 撤去・打替え

矩 計 図 S = 1/50

※工事範囲 ①② の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	矩 計 図 2	縮尺	S=1/50	番号	A-12
	承認	担当	製図								

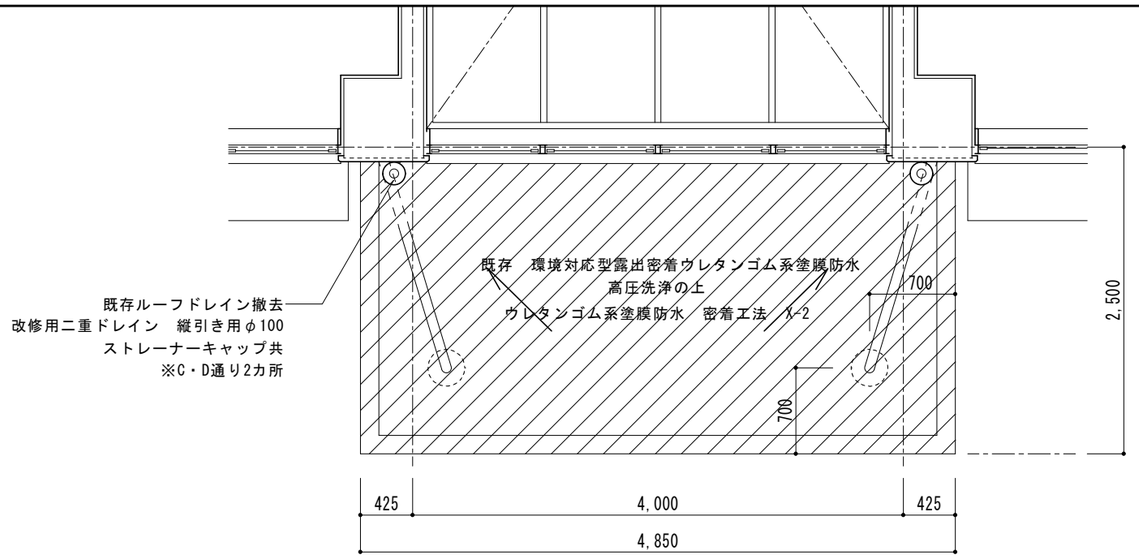

玄関ポーチ庇　平面詳細図　　S=1/50

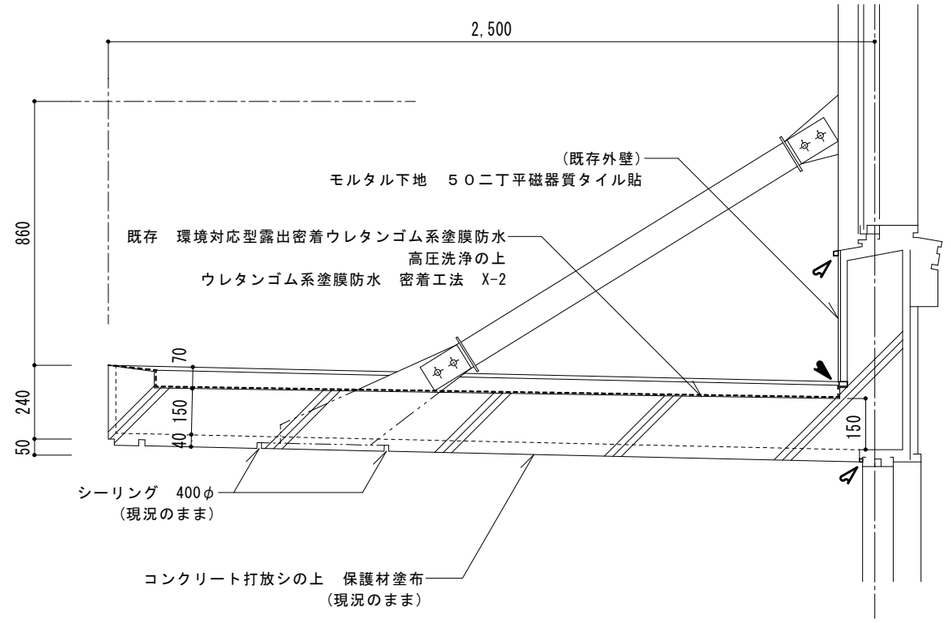

玄関ポーチ庇　断面詳細図　　S=1/20

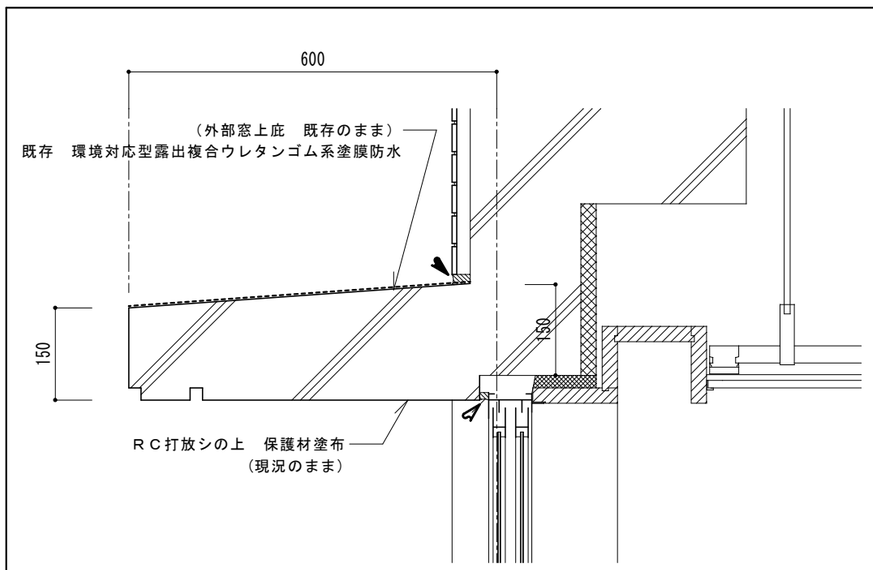

窓上　外部庇詳細図　　S=1/10

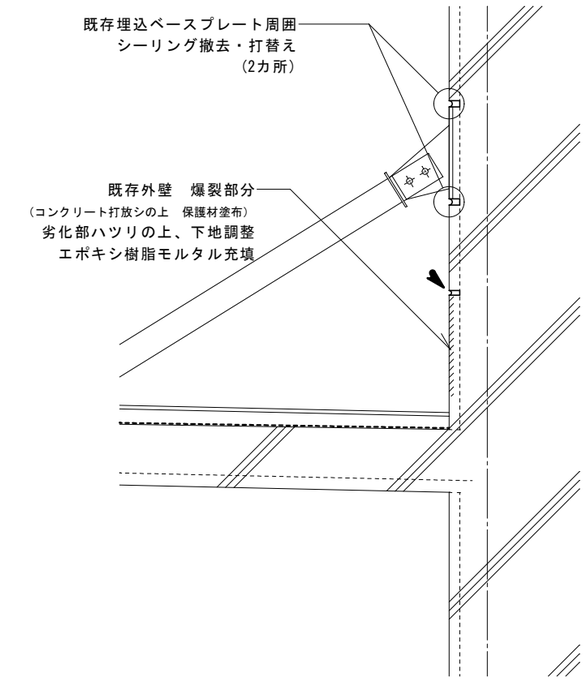

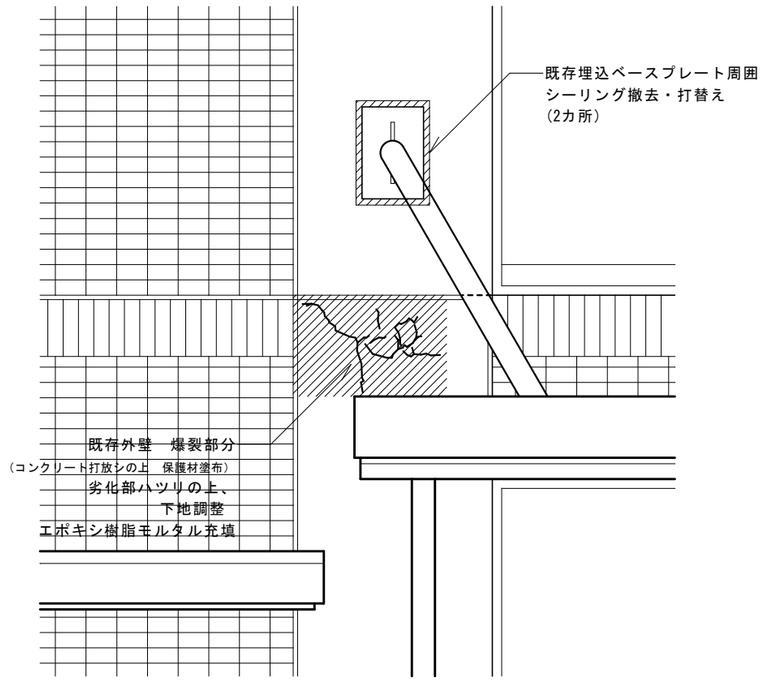

凡例

外部建具廻り　シーリング　撤去・打替え

外壁躯体目地　シーリング　撤去・打替え

玄関ポーチ庇　上部修繕　詳細図　S=1/20

※工事範囲　④　の内容について示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	庇廻り　改修詳細図	縮尺 S=1/10 S=1/20 S=1/50	番号 A-13
	承認	担当	製図						

ルーフドレーン　改修前詳細図　S = 1 / 5

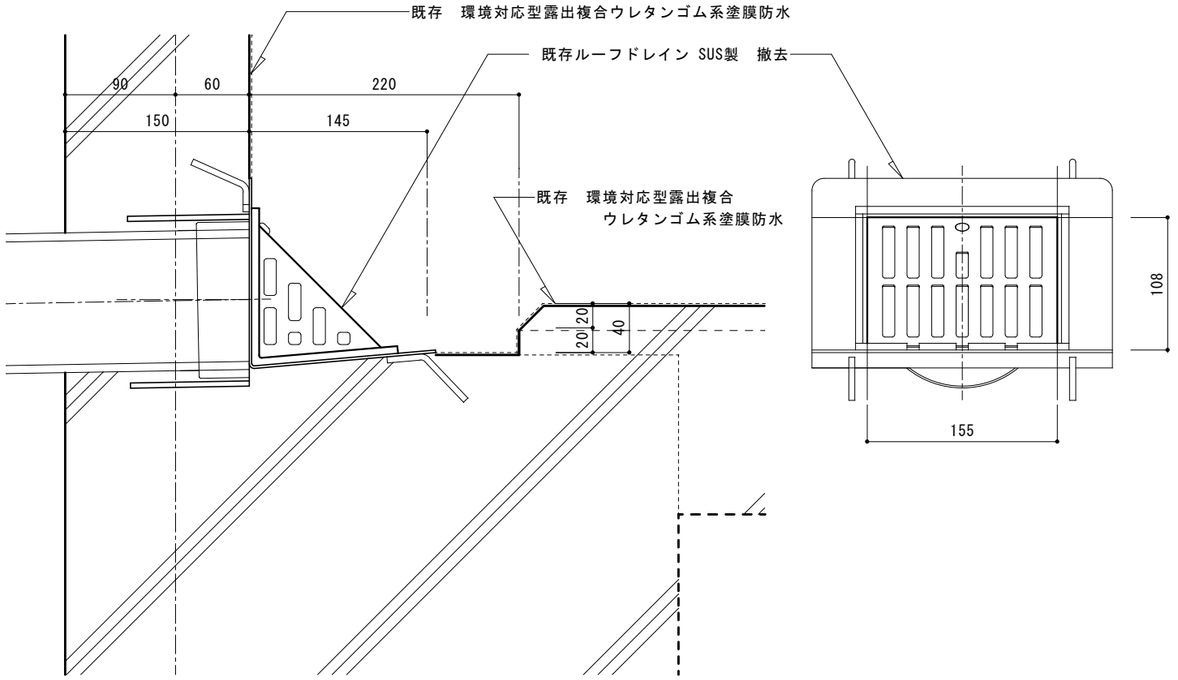

パラペット笠木　改修前詳細図　S = 1 / 3

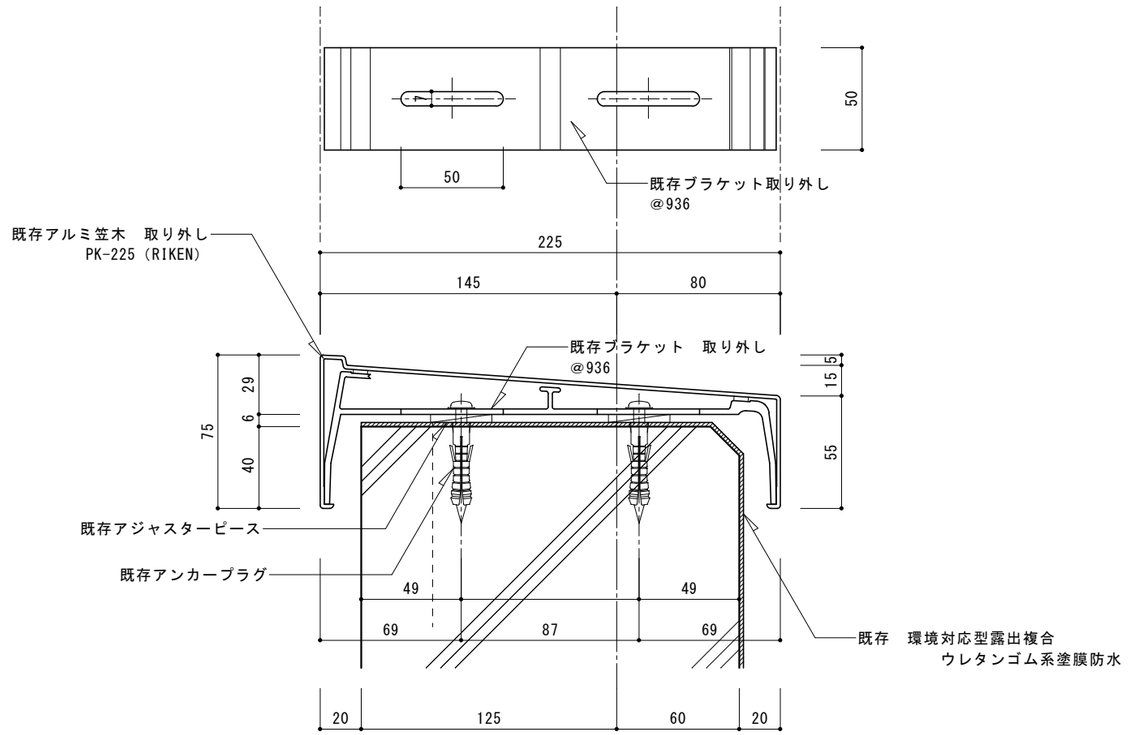

ルーフドレーン　改修後詳細図　S = 1 / 5

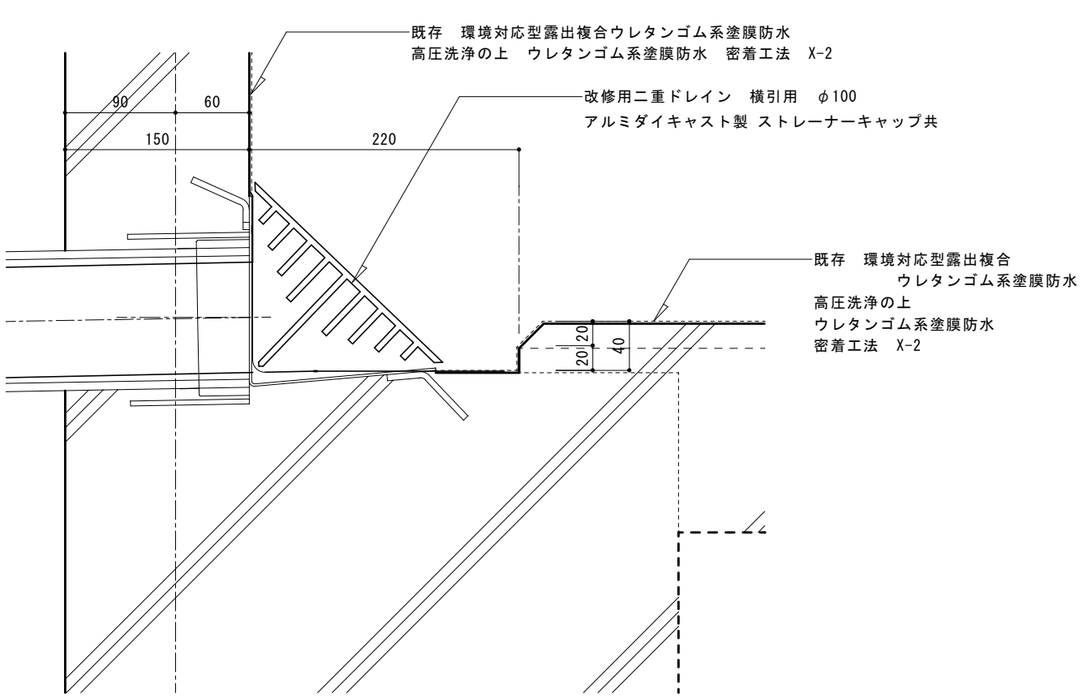

パラペット笠木　改修後詳細図　S = 1 / 3

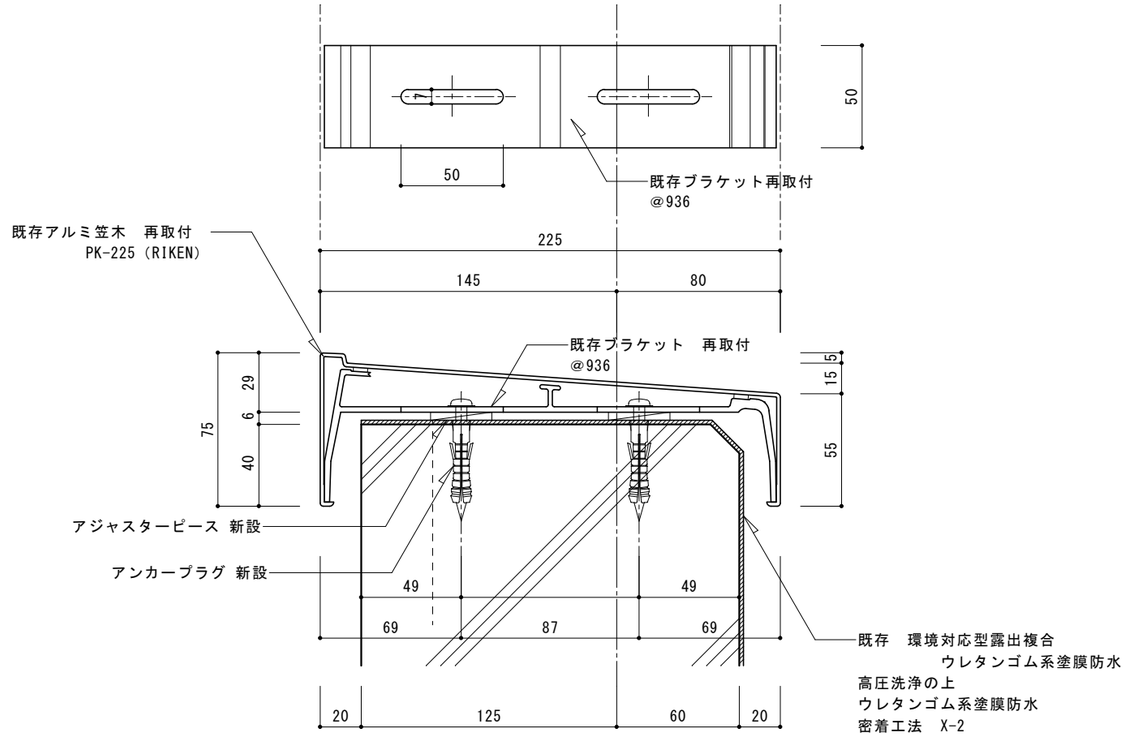

鹿島地方事務組合	2025 / 06 / 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	笠木・ルーフドレーン　改修詳細図
	承認	担当	製図			縮尺	S=1/3 S=1/5
						番号	A-14

SD 1

形式	両開キスチールフラッシュ戸	数量
場所	１階廊下	1

姿図

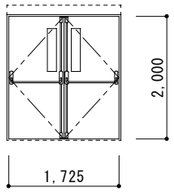

AAD 1

形式	引分ケアルミ自動ドア	数量
場所	風除室	1

姿図

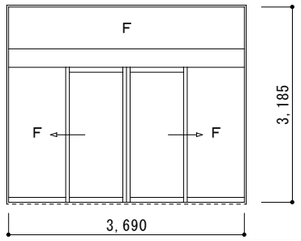

AD 1

形式	ランマ付キ引違イアルミサッシ	数量
場所	厨房	1

姿図

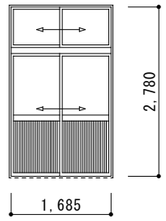

AD 2

形式	ランマ付片開キアルミサッシ	数量
場所	食堂・休憩室	1

姿図

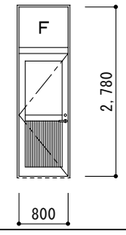

AW 6

形式	引違アルミサッシ	数量
場所	署長室	1

姿図

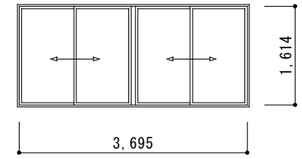

AW 7

形式	内倒シ(45°)及びFIXアルミサッシ	数量
場所	書庫	1

姿図

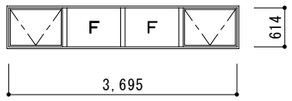

AW 8

形式	FIX・引違イアルミサッシ	数量
場所	応接・喫煙室	1

姿図

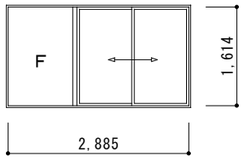

AW 9

形式	引違イアルミサッシ	数量
場所	２階倉庫	2

姿図

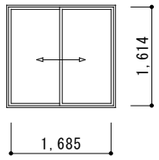

AW 10

形式	引違イアルミサッシ	数量
場所	１階男子ＷＣ	1

姿図

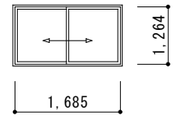

AW 11

形式	引違アルミサッシ	数量
場所	ＦＷＣ	1

姿図

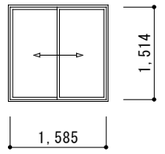

AW 12

形式	引違アルミサッシ	数量
場所	洗面室	1

姿図

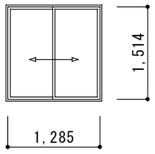

AW 13

形式	竪スベリ出シアルミサッシ(40°)	数量
場所	救急仮眠室、仮眠室１、２	１２

姿図

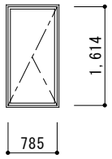

AW 14

形式	竪スベリ出シアルミサッシ(40°)	数量
場所	洗濯・脱衣室	1

姿図

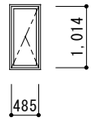

AW 15

形式	引違イアルミサッシ	数量
場所	２階男子ＷＣ	1

姿図

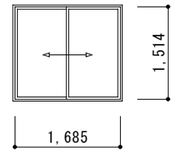

AW 16

形式	引違イアルミサッシ	数量
場所	１階ユニットバス	1

姿図

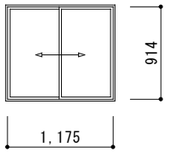

AW 1

形式	FIX・引違イアルミサッシ	数量
場所	食堂・休憩室、会議室、事務室	4

姿図

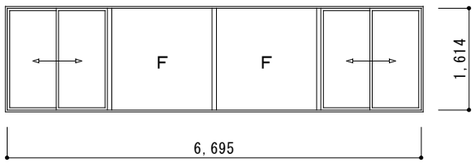

AW 2

形式	FIX・引違イアルミサッシ	数量
場所	食堂・休憩室、会議室、事務室	3

姿図

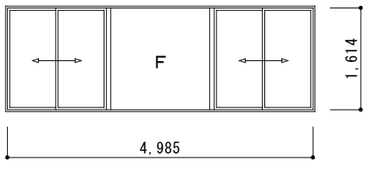

AW 3 / AW 4

形式	FIX・片開キアルミサッシ	数量
場所	階段	1

姿図

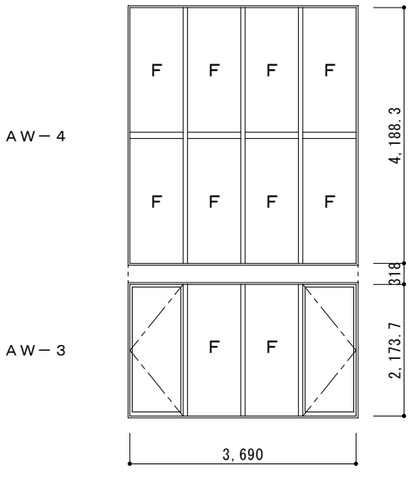

AW 5

形式	FIX・突出シアルミサッシ（４５°）	数量
場所	階段	1

姿図

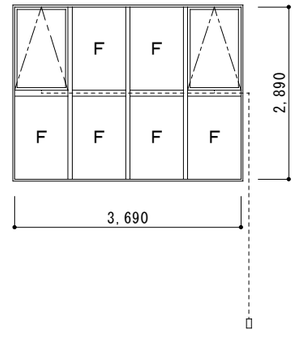

・既存外部建具のW(mm)×H(mm)を示す。

・既存外部建具廻り　シーリング　撤去・打替え　　の対象建具を示す。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20		工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	既存外部建具表	縮尺 S=1/100	番号 A-15
	承認	担当 製図						

断　面　図　　S＝1／60

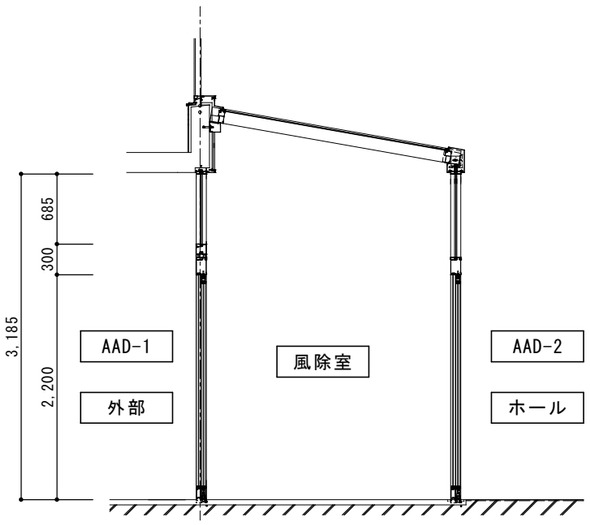

姿　図　　S＝1／60

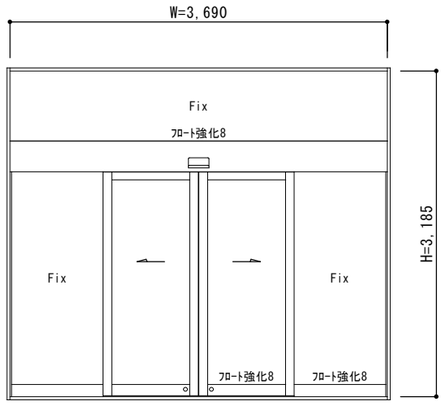

AAD-1

平面詳細図　　S＝1／10

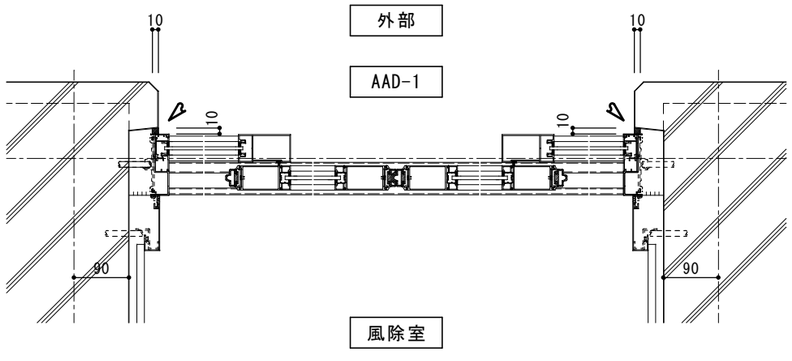

凡例　外部建具廻り シーリング 撤去・打替え
外壁躯体目地 シーリング 撤去・打替え

断面詳細図　　S＝1／10

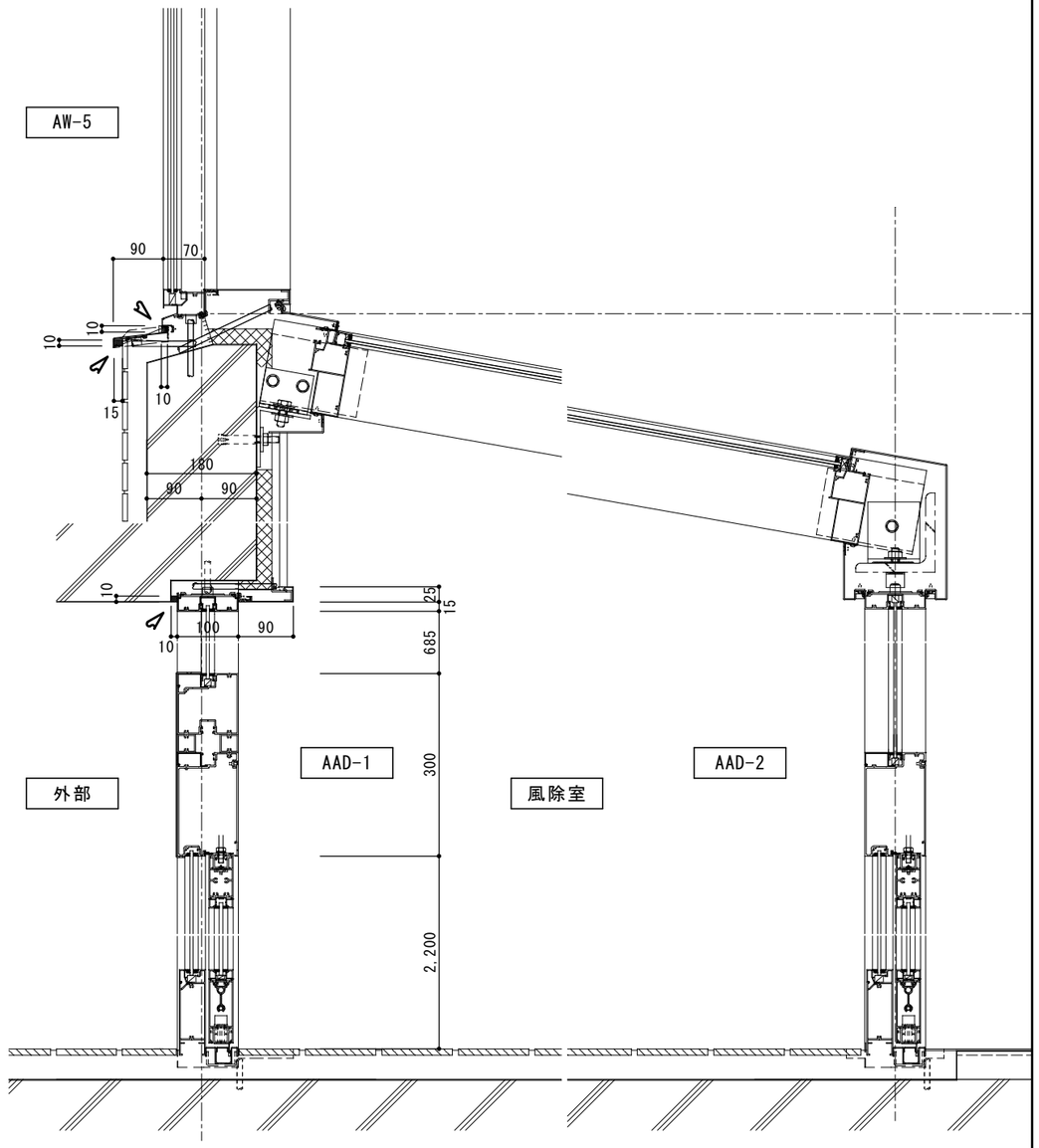

凡例　外部建具廻り シーリング 撤去・打替え

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	7庁舎外壁及び屋上防水改修工事	縮尺 S=1/10 S=1/60	番号 A-16
	承認	担当	製図	図面	既存サッシ枠廻り詳細図(1)		

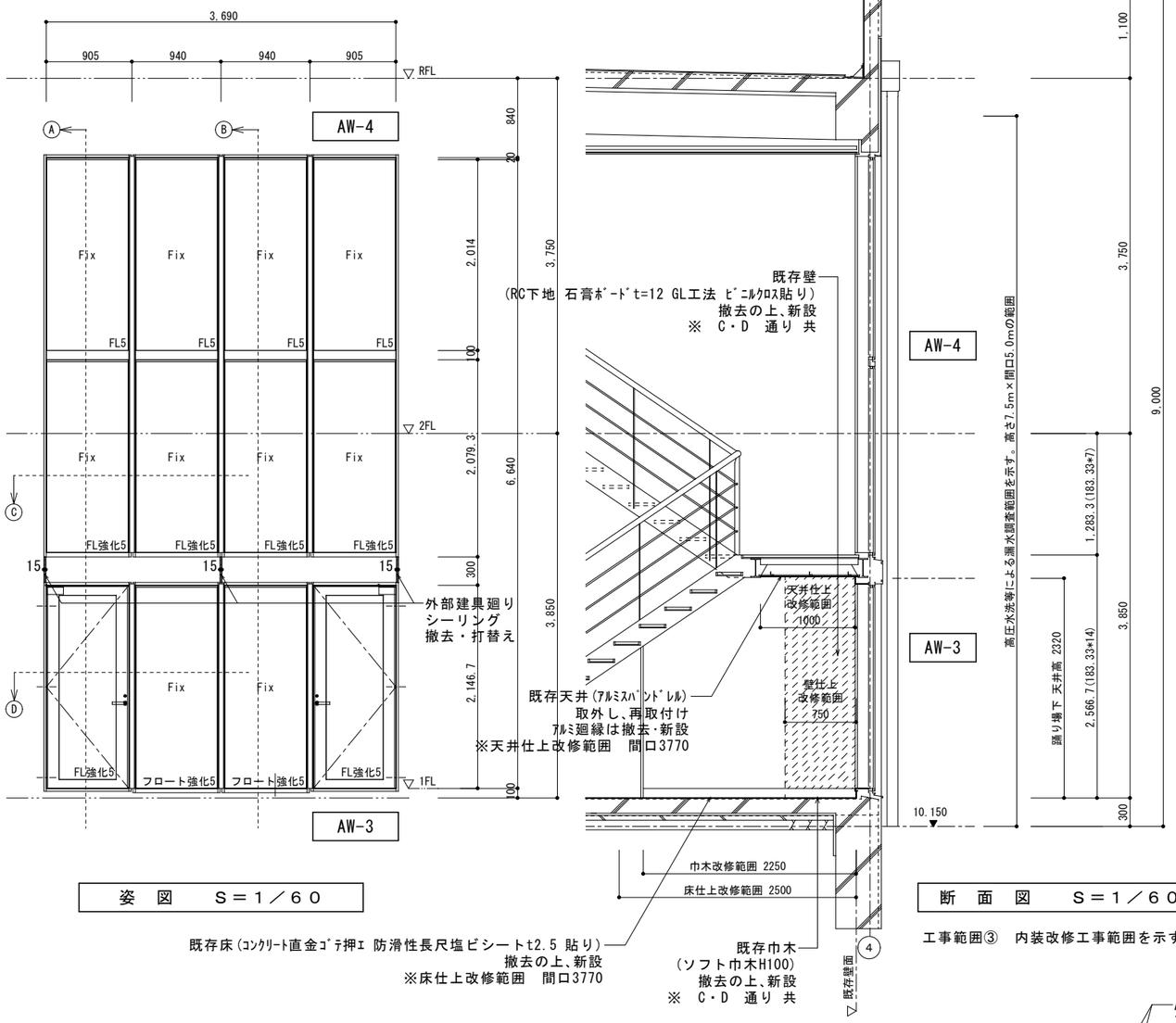

姿 図 S＝１／６０

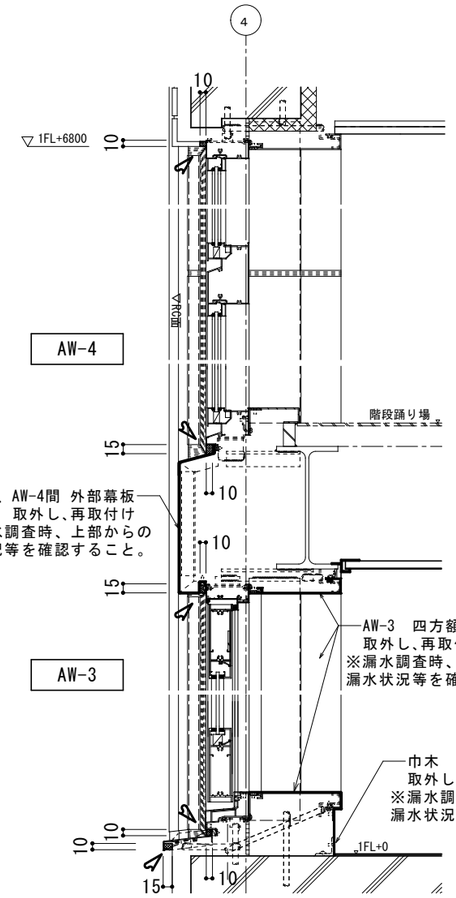

断 面 図 S＝１／６０

工事範囲③ 内装改修工事範囲を示す。

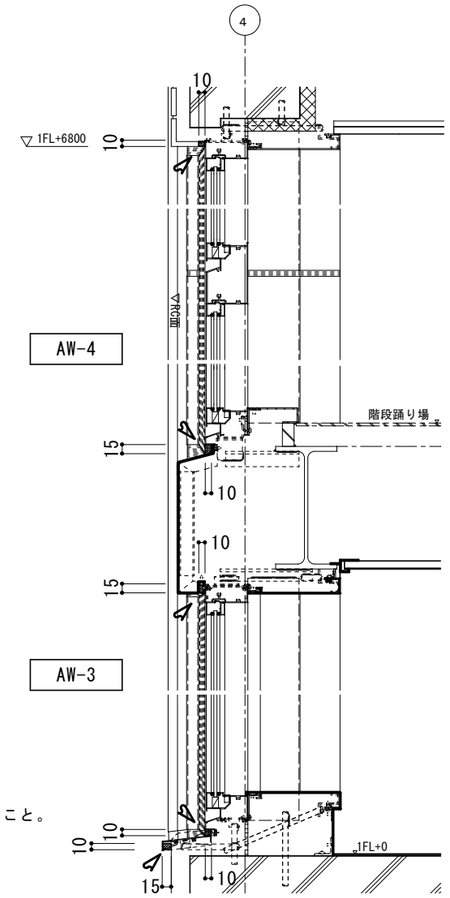

Ａ断面詳細 S＝１／１０

工事範囲②、③ 内装改修工事範囲を示す。

Ｂ断面詳細 S＝１／１０

工事範囲②、③ 内装改修工事範囲を示す。
工事範囲③は、A断面同様。

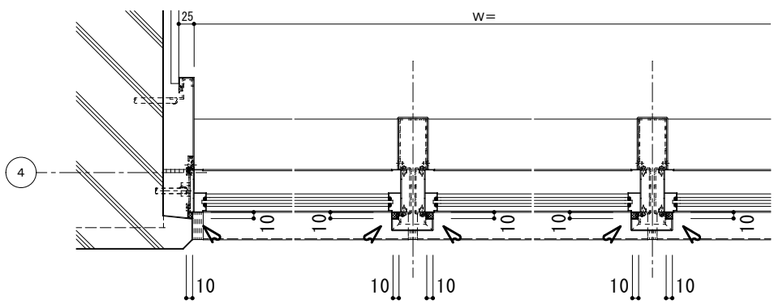

Ｃ断面詳細 S＝１／１０ AW-4

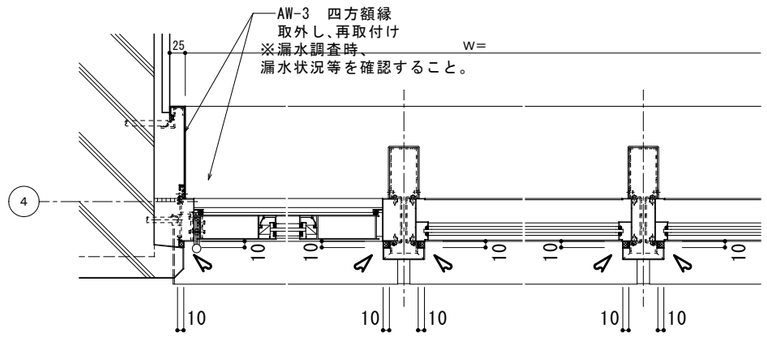

Ｄ断面詳細 S＝１／１０ AW-3

凡例

外部建具廻り シーリング 撤去・打替え

※ 既存フロントサッシ AW-3,4 は、
専用シーリング にて打替え とすること。

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	既存サッシ枠廻り詳細図(2)	縮尺 S=1/10 S=1/60	番号 A-17
	承認	担当	製図						

AD-2
(AD-1　同様)

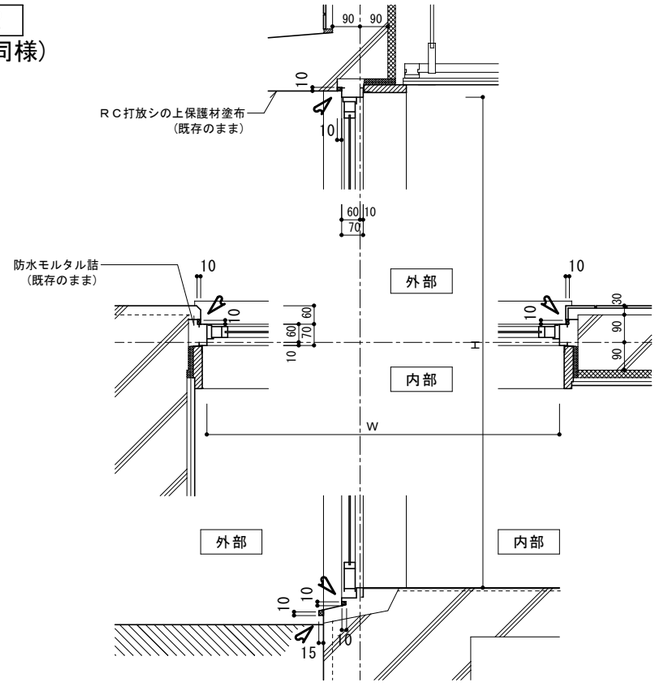

AW-　共通

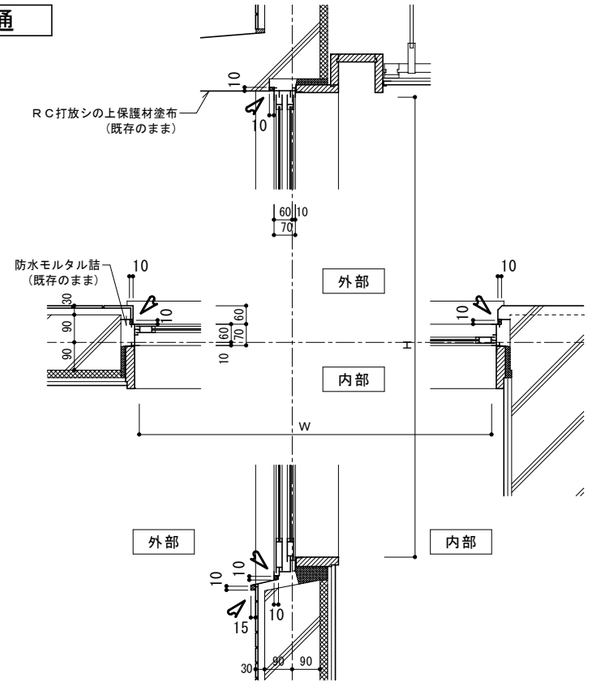

AW-12,13

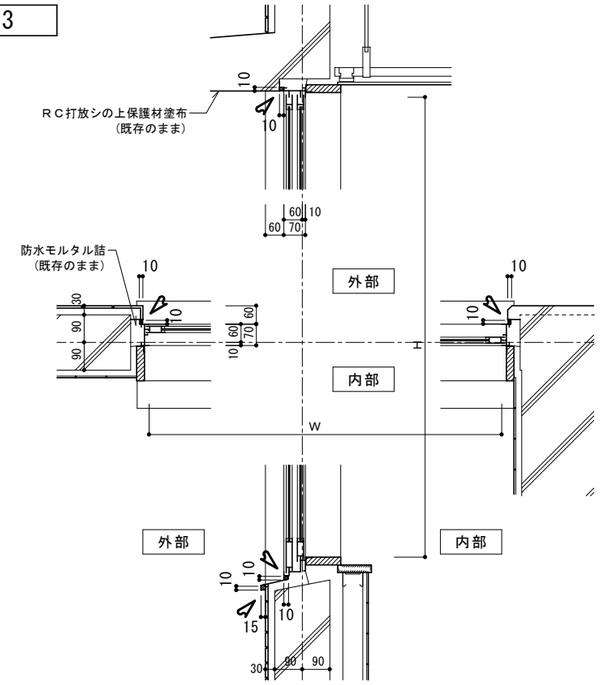

SD-1

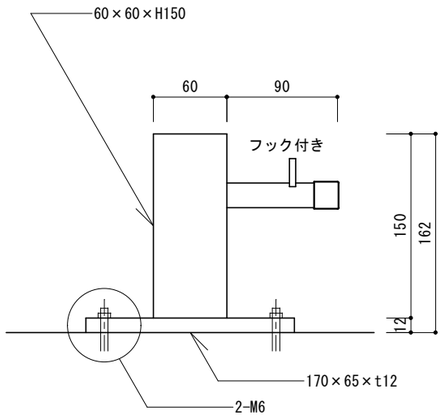

戸当たり詳細図　Ｓ＝１／３

※工事範囲⑤の内容について示す。

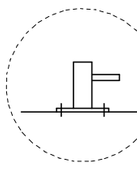

当該SD-1の既存戸当たりと対象位置に設置すること。

断面詳細図　Ｓ＝１／２０

凡例　外部建具廻り シーリング 撤去・打替え

鹿島地方事務組合	2025 ／ 06 ／ 20			工事名	７庁舎外壁及び屋上防水改修工事	図面	既存サッシ枠廻り詳細図(3)	縮尺	S=1/3 S=1/20	番号	A-18
	承認	担当	製図								